

お申し込み先

お住まいの地域を
管轄している土木センターは
こちらでご確認ください。

◎北区土木センター(総務課)

所在地 熊本市北区鹿子木町66
電話番号 096-245-5050(総合窓口)

◎中央・西区土木センター(総務課)

所在地 熊本市西区蓮台寺5丁目7-1
電話番号 096-355-2936(総合窓口)

◎東区土木センター(総務課)

所在地 熊本市東区佐土原3丁目1-65
電話番号 096-367-4360(総合窓口)

◎南区土木センター(総務課)

所在地 熊本市南区富合町清藤405-3
電話番号 096-357-4154(総合窓口)

熊本市役所 都市建設局 土木部 土木総務課

TEL : 096-328-2475 FAX : 096-352-8186
電子メール : dobokusoumu@city.kumamoto.lg.jp

熊本市道路ふれあい 美化ボランティア制度

熊本市道路ふれあい美化ボランティアとは？

熊本市では、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念のもと、市民の参画と協働によるまちづくりを推進しています。

道路事業においても、平成16年度から道路ふれあい美化ボランティア制度を創設し、市民の皆さまと協力し、身近な道路の美化活動を行っています。

熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度は、熊本市が管理する道路において、清掃・除草・草木の手入れ等の環境美化活動を行うボランティアの制度です。



熊本市

ボランティア制度の流れ

道路ふれあい美化ボランティアは、道路の美化活動を行う地域住民による団体や企業等で申し込みができます！

また、申し込み後に熊本市と協定を締結することで、清掃用具の支給やゴミの回収・処理など、様々な支援を受けることができます。

1 ボランティア活動の申し込み

活動区域を管轄する土木センターにて配布の「熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度申請書」に必要事項を記入し、提出してください。申込は随時受け付けています。

お住まいの地域を管轄している土木センターは裏面でご確認ください。

申請様式は熊本市ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.city.kumamoto.jp/>)



2 活動に関する協定の締結

協定締結後は、道路清掃や指定した区間の植栽帯の管理などを行っていただきます。なお、活動の内容により、熊本市から以下の支援を行います。

- ◆ 清掃用具等の支給・貸与
- ◆ サインボードの設置
- ◆ ボランティア保険の加入
- ◆ ゴミの回収・処理 など



3 ボランティア活動の実施

熊本市が管理する一定区間の歩道や、歩道に設置された植栽帯等の清掃・除草・草木の手入れなど、環境美化に必要な活動を行います。

※国が直接管理している国道3号、57号及び208号は制度の対象外です。



4 年間活動実績の報告

活動区域を管轄する土木センターに年間活動報告書を提出し、年間の活動について報告を行っていただきます。

※美化活動を変更・中止する場合は、「変更・中止届」の提出が必要となります。



ポイント

- ◆ 美化活動対象を「概ね100m以上」から「一定区間」へと緩和しました。
- ◆ 熊本市が管理する植栽帯などに、各美化団体が思い思いの草花等を植栽することで個性豊かな道路景観を創ることができ、一定の要件を満たすと、活動団体名を記載した「サインボード」を活動区間に掲示して活動のPRができます。



活動前



活動後

